

平成 27 年 12 月 7 日

日本電子債権機構株式会社

残高証明書の発行・交付サービスのサービス内容の変更について

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 ^{たけなか とよのり} 竹中 豊典、以下「当社」といいます。）は、今般、電手決済サービスのご利用者の皆様の増加に伴うニーズの多様化を踏まえ、電手決済サービスの利便性をより向上させるべく、平成 27 年 12 月 7 日（以下「基準日」といいます。）に電手決済サービスに関するシステムをバージョンアップした新システムをリリースいたしました。

当社は、この新システムのリリースを機に、電手決済サービスの残高証明書の発行・交付サービスのサービス内容を、下記のとおり変更しましたので、ご通知申し上げます。

なお、残高証明書の発行・交付サービスのサービス内容変更の開始日は基準日とし、同日以降、新サービスをご提供いたします。

【サービス変更内容】

(1) 残高証明書の発行依頼の手続の追加

当社においては、電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程第 25 条第 2 項の規定に基づき、利用者の皆様に残高証明書を発行しておりますが、従来、この残高証明書の発行依頼は、書面でのみ受け付けておりました。

当社は、この取扱いを、WEB でも残高証明の発行依頼を受け付ける仕様といたしました。

(2) 残高証明書における残高の計算方法の仕様の変更

当社の残高証明書においては、現在は、電子記録債務者（発生記録における債務者及び電子記録保証人）である利用者様からの発行依頼があった場合には、残高証明書に記載する残高を計算するに当たって、当該利用者様以外の方が支払を行った場合であっても、その支払金額を、残高証明書記載の残高から控除する取扱いとしておりました。

当社は、利用者様の債務の残高をより適切に表示するという観点から、この取扱いを、下記のような取扱いとさせていただきます。

- ①発生記録における債務者である利用者様に対して発行する残高証明書においては、当該利用者様以外の方を支払人とする支払等記録がされても、残高から控除しない。
- ②電子記録保証人である利用者様に対して発行する残高証明書においては、当該利用者様又は発生記録における債務者（すなわち主債務者）以外の方を支払人とする支払等記録がされても、残高から控除しない。

(3) 残高証明書発行手数料のお支払方法の追加

現在は、利用者様から残高証明書の発行依頼があった場合には、まず、当社が送付した請求書に基づき利用者様から発行手数料を振り込んでいただき、残高証明書の発行は、当社が発行

手数料入金を確認した後となる取扱い（前払い）のみとしておりました。

当社は、基準日以降に、利用者様が新たに残高証明書を定期的に発行することをご依頼される場合には、現在の前払いの方法に加えて、所定の口座振替依頼書のお届出により口座引落に伴う後払いによって手数料をお支払いいただく方法も選択していただけるようにいたしました。

具体的な口座振替依頼書のお届出の方法については、「別添資料」のリンクの「預金口座振替依頼書」および「預金口座振替依頼書 記入例」をご参照ください。

以上